

技術士の倫理認識を深めよう

The Deeper Recognition of Ethics on the Registered Professional Engineers Group

守弘 栄一
morihiro eiichi

技術者の倫理問題が論ぜられ、技術系大学の教育課程にも技術者の倫理を取り入れることとなってきた。しかし、その大学講義の内容、観点等は必ずしも同じ枠とは感じられない。その技術士としての観点が如何にあるべきかを考えてみた。

We have a lot of discussion of engineers ethics on scientific papers in these days. Education course in engineer's college has ethics course, too. However, the standpoint of each course seems to be not in same-side. My personal understanding of the ethics described here.

キーワード：技術士の倫理、倫理規則、米国NSPE、倫理制定、企業倫理

1 はじめに

1.1 日本技術士会での倫理認識

日本での技術者倫理が論ぜられるようになったのは、会誌『技術士』における技術者倫理シリーズで杉本氏が「学生の技術者倫理教育」¹⁾で触れておられるとおりである。私も自分の所信を同誌で「技術士倫理要綱は如何にあるべきか?」²⁾と題して述べさせて頂いた。その後もこのシリーズは続いている今後も続くであろう。この間、いささか感じることがあったので所感を述べさせて頂く。

(1) 私の立場

① 私は大学を卒業後、企業に就職し発酵技術者として当時先端技術であったストレプトマイシン発酵に従事した。米国から来日した米国の工学博士で工場建設の専門家であった方から直接の技術指導を受けた。その方から研究技術と現場技術の関わりを明確に指導された。特許保護下の技術だったので、日本での技術保護のあり方と共に米国の技術保護観を厳密にたたき込まれた。その後、所属企業での発明実施で国外に技術指導に行く立場になって、先に受けた指導の経験が役に立った。指導先がヨーロッパ一流企業であつただけに私の指導方法を認識して受け入れてくれた。

② 私は上司から、技術士資格が日本で制度化さ

れたこと、私には米国メルク社とストレプトマイシン特許に基づく守秘契約があるが、この技術士資格を受験できることを聞いて受験し、ヨーロッパ指導経験に基づいての記述で試験に合格することができた。

(2) 私の倫理指導歴

企業での外国指導歴と共に、東京証券市場一部上場企業在職中、数回、その大部分は技術士資格取得後、各種の技術指導を外国で行った際、明文化された倫理規則ではないが、米国人専門家に指導された際、得た倫理観を役立てて指導に当たることができた。

(3) 技術士としての経験

日本技術士会で翻訳プロジェクトチームができて米国のNSPE (National Society of Professional Engineer) 倫理関連書籍の翻訳企画に関わり、文章化した倫理規定の知識を得たこと、日本技術士会倫理委員会委員として会の倫理問題に関わったことは、その後の国内のみでなく、国外での技術指導においても仕事の指導に役立ち、良い経験となった。

(4) 外部での経験

平成 17 年暮れ日本設備設計事務所協会から委託を受けて技術者の倫理を解説する機会があった。私は建設関係の技術士ではなかったがたっての依頼だったので、異なる分野の技術者がどの

ような意見を持っているか知ることのできる良い機会と思って講義を引き受けた。これが今回の意見発表に良い経験となった。

1.2 最近の事例

平成17年11月頃より建築関係構造計算の偽装が問題となった姉歯建築事務所の問題、及びこの件に関する諸事件は、関係する法律制度上の欠陥もさることながら、建築技術者の倫理問題の解決事例として採り上げることができるかも知れない感じる。私が上記日本構造設計事務所協会の講演で採り上げた米国の事例はこの例に関する一つの参考例となると思われる。これは米国NSPE倫理委員会が事例紹介として採り上げている事例No.00-2「設計図面と記録図面を妥協一致させること」³⁾が解釈の助けになるかも知れないということである。もっとも、米国の法律と日本の法律の差の問題も考えないといけないことはあろう。しかしながらこの根拠となる米国NSPEの倫理規定を参考として今回の偽装事件を考えると論理的に事例解釈をすることができて、如何なる倫理規定を関係者が同意して公表をしておれば、このような問題が起こった際に説得性のある解釈展開ができるか良い事例となつたであろうと考える。

1.3 技術者倫理と研究者倫理

私の考えでは、科学研究者は本来、独自の発想で未知の領域を巡って、真理を発見することをその主たる職としている。一方、技術者は発見された真理を技術領域に応用して公衆の安全・福利を増進すること等を職としている。そこで私は両者には自ずから適用すべき倫理に多少の差が出て当然と考える。ただし、既に述べたように研究者は所属する分野の研究者の定めた学会倫理規定によるべきであるし、技術者は所属する技術団体で討議の上定めた団体の倫理規定によるべきであると思う。

2 所属団体の倫理規定

2.1 倫理規定のあるべき姿

最近の技術業界の問題事例を考えてみた場合、

技術協会としては殆どの技術協会が倫理規定を持っている。しかし、持っている規定が要綱的な記述になっていて、私は関係者の解釈で一つの事実に異なった解釈ができることが多いように思う。したがって、私は少なくとも米国NSPEが規定する倫理規定程度は内容のある規定を持っている方がよいと考える。勿論、そのようにしても問題は起こるので、技術団体は倫理委員会を持って、事例解釈を行って倫理規定のどの条項を当てはめるのが、該当する事例に妥当であるかを判定し、それでも解釈に問題が残る場合は倫理規定そのものを見直す提案をすべきと考える。

JABEEでは技術系大学でのコース認定を行う場合に、技術者の倫理コースを履修していることを審査事項として加え、コース認定審査員に確認を求めている。しかし、倫理コースの充足用件判定内容については定めている記事を私が見た限り見つけることができなかった。したがって杉本氏が求めている「シラバスをつくる」¹⁾との考えが生きているかは定かでない。私の考えとしては、少なくともこの程度の教育を受けた技術者が技術士資格を得て、部門内での討議を得た倫理規定を積み上げた日本技術士会の倫理規定が参考とされて、各種技術者団体の倫理規定として定められていくことが望ましいと考える。

2.2 技術者倫理

私は1.3に述べたように、技術者倫理と研究者倫理はそれぞれの職分から部分的には異なった倫理観が必要と考える。ここでは私が技術者であるから技術者の倫理について考えたい。また、一度、決定された倫理規定でも所属する技術者団体の討議によって、絶えず、その論じた倫理性が妥当であるか検討し、更に検討すべき事例ができた際、検討途中で構成員の意見で、改正することが望ましいという意見にまとまったら、改正を行うのが正しい規定の運用法と考える。参考になるのは米国NSPEシステムで、過去の運営を見てもそれが望ましいことであるといえると思う。参考に述べれば、米国NSPEでは最近も2006年1月に改正が出ている。

2.3 倫理委員会での発議

私の意見としては既述のようにして所属団体の倫理規定は定められるのが望ましいと考えられるが、具体的には、まずは現在の倫理要綱で充分か否かの会員の意見を聞いてみる必要があると考える。そして、不十分であるとの認識を確認するなら、部会員が、その部会の倫理制定委員を互選し、その委員からなる倫理規定制定委員会が案を定めて会員の討議に付するのが妥当と考える。そして、定まった倫理規定で、その団体での運営を行い、問題が起これば、制定委員会から発展した倫理委員会もしくは現在の倫理委員会で倫理規則に基づく解釈を定めて、その是非を会員に問い合わせ、問題が錯綜すれば、倫理規定に問題が無いかを討議し、規定の問題があれば、更に倫理規定の改正に進むのが望ましいと考える。そのような経験の中から、優れた倫理規定が創生されるとするのが望ましいではなかろうか？先にも述べたような研究、あるいは経済的変革からくる技術変化は今まで多くあったが、これから時代は更に甚だしいと考えられる。そのような事態に即応していく技術業界でないと技術団体は存続していくのだろう。

2.4 部会での討議

私の倫理規定制定案は先に述べたが、日本技術士会では既に倫理委員会が設置されている。仮に倫理委員会で倫理規定草案が検討され、それが日本技術士会会員の討議に付されるとするなら部会が設置されている現状から日本技術士会を構成する部会で討議を始め、その検討結果を倫理委員会に持ち上げて検討するか、現在の倫理委員会の他に、先に述べたように臨時に検討を実施する委員会を立ち上げて検討することが望ましいであろう。専門分野で異なる部会は、それぞれの部会の特殊性で独自の特色を持ち込むかも知れない。あるいは、日本技術士会の倫理規定とは別に、それに離反しない程度で部会特有の倫理細則も取り決めた方がよいとの意見も出るかも知れない。しかし、何れも現在の倫理要綱止まりの倫理規定よりは望ましいといえると思うのが私の感じである。これと同じような考えが現在進行中の「技術士ビジョン21」

の中に職業倫理という観念から書かれていると思う。私は、ここに企業倫理の観点から見た倫理観と異なる技術者倫理観が出る例がありうるとの立場からの論述であることを明確にしておきたい。

3 事例解釈に依って立場を明確にする

3.1 事例解釈の必要性

私としては過去の経験より倫理規定を明確化しておくことが望ましいと要望しつつも、それだけでは多くの事例で決定が難しく、事例解釈を掲げて、各技術士個人の理解を深める必要性を感じる多くの事例にあってきた。私の所属する分野ではないが最近大きな問題となってきた「建築物の構造強度設計偽装」の問題も然りである。先述の如く、直接この分野ではないが、日本設備設計事務所協会が主宰する講習会で「技術者の倫理（事例と考察）」との題で事例を掲げて解説をさせていただいた。事例として米国で事例として掲載された「設計図面と記録図面を妥協一致させること」がこの偽装に関して大きく考察に役立つと考えるのは私だけであろうか。大いに考えさせられることのあった例である。

事例研究に役立つ事件は私の所属する農業部会、生物工学部会でも事欠かないのが現状といえよう。私は、科学の進歩の早さに比べ、経済性との関係で法律的整備が追いつかないのが実情といえるのが今日の状況と思う。

3.2 事例解釈に当たって現在の倫理要綱でよいか

日本技術士会では「技術士ビジョン21」を示し、次いで「職域別技術士の位置づけ 行動指針」として公表したものを持っている。私の不勉強かも知れないが技術士ビジョン21に企業倫理の記述はあるが、現在、倫理要綱という形で済ましてる倫理問題の解釈事例に役立つような具体的言及はない。この辺りが、過去数年に渡る経済不況から立ち直り、発展を始める日本経済の弱点とならないかと危惧する。分野は異なるが、ライブドア事件は、株式分野での規制緩和に法律が追いつかない点を利用した特殊な経済分野の法の不整備を突いた専門家の所行ではないであろうか。医師の倫理が医

学の発展に追いつかなかった法の不備を突いて医師の悪徳行為が目立ったのが、米国で医師の倫理を強く求める起源となったと聞いたことがあるように思う。我々の所属する専門分野の技術士の分野で、このようなことが起こらないことを願望する。

3.3 倫理要綱から倫理規則へ

「技術士ビジョン21」で、組織・制度改革への行動指針が示されている。平成17年5月の表示がある案に基づいて組織・制度改革の論議が行われている様子が会誌、部会組織を通じて伝わっている。しかし、日本技術士会は登録技術士全員の組織ではない。現在、技術士法に基づく技術士試験の合格者全員が登録するといえないし、また、登録技術士全員が日本技術士会に入会する訳でもない。このような状況下で、入会率向上を目指して組織・制度改革によって登録技術者の入会率を向上することを考えるのも結構であるが、私は、技術士法にいう技術士の信頼を高めるには、その専門性に基づいた倫理の遵守によって、公衆の信頼を得ることが第一であると考える。そして公衆の信頼を得るには技術士試験合格者が全員登録し、登録者全員が日本技術士会に入会し、その会で定めた、現在の技術士倫理要綱以上に詳細に定められた日本技術士会倫理規定によって、公衆の信頼を得ることができれば、日本技術士会入会が技術士試験合格者においては第一の要件であることが明白になり、入会率が向上するのは自明の理であると思う。それには日本技術士会の現在の倫理要綱以上に明確な倫理規定の制定に向かって踏み出し、会員の質の向上を明確に示す必要があると考える。

4 まとめ

4.1 日本技術士会の倫理要綱見直し

現在、「技術士の倫理要綱」が日本技術士の倫理として遵守すべきものとして日本技術士会に入会した際に会員は署名を行っている。

技術士登録を行った全員が日本技術士会に入会することを義務付けられている訳ではないので、技術士登録をして、入会しない技術士は技術士を名乗れるので、法にいう義務に記載されたことを

遵守すればよく、日本技術士会で定めた倫理要綱、あるいはここに記述した方法で定められた倫理規定を守り、その品位を高めることは義務ではない。技術士法に基づいた事項については、登録技術士は遵守する必要があるので、法に明記した事項を守ればよい訳である。

そこで、技術士第二次試験合格者が、全員、日本技術士会に入会して倫理要綱を守り、あるいは今後定められる倫理規則を守ることによって技術士会会員の品位が高められるならば公衆の技術士会会員に対する認識が改まってくれると考えられる。これこそ、現在、会員が求めている事項ではないであろうか。

4.2 日本技術士会会員増強

私は日本技術士会が、現在の倫理要綱より公衆が解釈がしやすい日本技術士会倫理規定を作つて、その遵守を会員全員が契約することによって、会員の倫理観の向上を図り、外部から見ても、会員の意識が倫理を強調するようになっている事実を認めて、会員に、同時に所属する企業、公職があれば、その所属企業、公職関係者に日本技術士会会員の倫理に対する自覚の存在を認識してもらい、企業倫理、あるいは公職における倫理観と抵触しないようにするそれぞれの組織の配慮を予め持つてもらうようになるのが一段と進歩した社会関係であると理解する。そのようにすることによって、社会の倫理観も一段と深くなると理解する。

<引用文献>

- 1) 杉本泰治：学生の技術者倫理教育，月刊技術士 10月号, p.4, 日本技術士会, 2003
- 2) 守弘栄一：技術士倫理要綱は如何にあるべきか，月刊技術士 12月号, p.4, 日本技術士会, 2004
- 3) 日本技術士会訳編：続科学技術者倫理の事例と考察, p.57, 丸善, 2004

守弘 栄一 (もりひろ えいいち)
技術士 (生物工学／農業部門)

守弘技術士事務所 所長

